

大規模地震発生時の減災応援協力に関する覚書

鴨志田町内会、鴨志田緑自治会、グリーンヒル鴨志田東団地自治会、グリーンヒル鴨志田西団地自治会、横浜市営鴨志田住宅自治会及び寺家町内会（以下「近隣自治会等」という。）と日本体育大学（以下「日体大」という。）は、大規模地震発生時の減災応援協力に関する覚書を次のとおり取り交わします。

1 目的

横浜市地震被害想定調査報告書において想定される大規模地震発生時の被害に対応するため、近隣自治会等と日体大が相互に協力し、消火、救助、応急手当等（以下「消火救助活動等」という。）を効果的に行うことにより、地域全体の被害の軽減を図ることを目的とします。

2 減災応援協力の内容

- (1) 近隣自治会等は、大規模地震により日体大の施設で火災及び救助事案が発生した場合は、日体大と協力し、消火救助活動等を可能な範囲において行うものとします。
- (2) 日体大は、大規模地震により近隣自治会等の地域で火災及び救助事案が発生した場合は、近隣自治会等と協力し、消火救助活動等を可能な範囲において行うものとします。

3 地震防災訓練の実施

近隣自治会等と日体大は、地震防災訓練を原則年1回以上実施し、日頃からの顔の見える関係づくりを進め、大規模地震発生時に迅速で的確な消火救助活動等ができるよう努めるものとします。

4 防災訓練の支援

大規模地震発生時における近隣自治会等及び日体大による消火救助活動等がより効果的に実施されるよう、横浜市青葉消防署は、地震防災訓練の支援を行うこととします。

5 消火救助活動等における負傷等

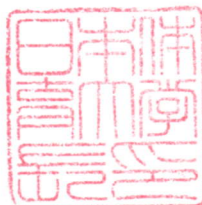
近隣自治会等と日体大が2に定める消火救助活動等において負傷した場合の補償は、「横浜市消防団員等公務災害等補償条例」（平成9年10月横浜市条例第60号）の定めによります。

6 協議

この覚書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、近隣自治会等と日体大による協議を行い、円滑な減災応援協力の実施に努めることとします。

7 覚書の保管

この覚書を証するため、~~横浜市青葉区長及び~~横浜市青葉消防署長立会いのもと本書を8通作成し、近隣自治会等、日体大及び立会人は、記名押印の上、各1通を保管します。



9字削除

附則

この覚書は、平成 27 年 10 月 15 日から開始します。

平成 27 年 10 月 15 日

鴨志田町内会

会長

鈴木忠夫 

鴨志田緑自治会

会長

中原俊広 

グリーンヒル鴨志田東団地自治会

会長

小野 秀子 

グリーンヒル鴨志田西団地自治会

会長

柿原 実 

横浜市営鴨志田住宅自治会

会長

半禮 武治郎 

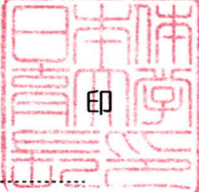
寺家町内会

会長

大曾根 孝一 

日本体育大学

学長

岩谷 乙二 

立会人

横浜市青葉消防署長

関谷 耕男 